

富士見市立みずほ学園条例（平成13年条例第27号）新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） 第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「児童発達支援等」という。）並びに同条第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）を行うため、富士見市立みずほ学園（以下「学園」という。）を富士見市みどり野南2番地1に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） 第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「児童発達支援等」という。）並びに同条第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）を行うため、富士見市立みずほ学園（以下「学園」という。）を富士見市みどり野南2番地1に設置する。</p>